

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年9月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500026号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500030号

第1 結論

昭和50年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、A県B市にあった会社を退職後の昭和50年1月に、同県C町の実家に戻り、同町役場において住民票の異動届を行った際、国民年金の加入手続も行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料は、父が、毎月、納金日に集会所に出向いて、母と私を含めた3人分を一緒に納付してくれたと思っているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C町が保管する昭和49年度国民年金保険料徴収簿を見ると、請求者について、請求期間である昭和50年1月から同年3月までの国民年金送金明細表欄には、「還付」の押印が確認できるところ、この点について、同町は、「当該期間の国民年金保険料については、理由は不明であるが、C町が還付した。」旨回答している。

しかしながら、請求者に係るC町の国民年金被保険者名簿を見ると、被保険者資格の取得年月日は昭和50年1月1日、被保険者種別は強制加入被保険者、被保険者資格の喪失年月日は同年4月1日と記載されており、請求期間の検認記録欄は未納を示す空白となっているが、当該期間は、国民年金保険料を納付すべき強制加入被保険者期間であり、国民年金保険料を還付する理由が見当たらない。

また、請求者は、「請求期間当時、毎月、集落の区長がC町D地区の実家に国民年金保険料などの納金帳を配付し、その後、父が納金日に集会所に出向いて、母と私を含めた3人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれたと思っている。」と陳述しているところ、C町の国民年金被保険者名簿を見ると、請求者及びその両親の住所は「D地区」と記載されており、同町は、「当時、請求者が居住する地域では、毎月、区長による集金が行われていた。」旨回答していることから、請求期間当時、請求者及びその両親は、同じ地区内の集金により国民年金保険料を納付していたものと考えられる上、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる請求者の父及び母は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500398号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500031号

第1 結論

昭和58年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から同年12月まで

私が所持する年金手帳を見ると、国民年金の記録欄に、「被保険者となった日 昭和58年4月1日」の記載が有ることから、母が昭和58年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、A銀行(現在は、B銀行)C支店の父名義の預金口座からの口座振替又は同銀行D支店の窓口で母が納付してくれたはずである。

請求期間に係る年金手帳が見付かったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が、昭和58年4月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、E県F市G区が保管している国民年金手帳記号番号払出簿(管理簿)によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月25日に同市G区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年3月頃に行われたものと推認でき、このことは、請求者の主張と符合しない。

また、前述の国民年金に係る加入手続時点(昭和61年3月)において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりF市G区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ったとされる請求者の母からは、「夫名義の銀行預金口座からの口座振替による納付又は私が銀行の窓口で納付した。」旨陳述するものの、請求期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける陳述を得ることはできなかつた上、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者は、所持する年金手帳の国民年金の記録欄に「被保険者となった日 昭和58年4月1日」の記載が有ることから、請求期間に係る国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、当該日付は、国民年金被保険者資格の取得日であり、国民年金保険料の納付の事実を示すものではない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500214号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500092号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月から昭和59年9月まで

昭和58年7月から昭和59年9月までA社に勤務したが、当該期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社に勤務していたことは、C社が保管している資料から分かるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された請求者に係る資料及び元同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求期間の一部において、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「請求期間当時の関連資料が残っておらず、当時のことを知る従業員もいない。」旨回答している上、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡しており、これらの者から請求者の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間に被保険者記録が有る60人に照会し、30人から回答を得たが、いずれの者も請求者の具体的な勤務実態を記憶していない。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険加入記録は確認できない。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、請求期間の健康保険の整理番号は連続しており欠番も無く、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500336号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500093号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月21日から同年2月1日まで

A社を平成2年1月31日付けで退職したが、厚生年金保険の資格喪失年月日の記録が同年1月21日となっているので、調査の上、資格喪失年月日を同年2月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る退職届には、平成2年1月5日付けで「この度一身上の都合により一月二十日を以って退職致します。」と記載されており、請求者の署名及び押印が確認できる。

また、A社の請求期間当時の給与計算担当者は、「従業員の退職日は、退職届に記されている日としており、健康保険証の返却を受けて退職を確定していた。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理年月日及び健康保険被保険者証の回収年月日は、いずれも平成2年1月25日と記録されていることから、同社は、同日以前に請求者に係る資格喪失の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険の被保険者資格は退職日の翌日に喪失するところ、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は、平成2年1月20日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失年月日(平成2年1月21日)と符合する。

加えて、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無を確認できる資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500397号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500094号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月1日から平成7年4月1日まで

ねんきん定期便と保管している給与明細書を見比べると、請求期間以外の標準報酬月額の記録は、給与明細書の支給総額に見合う額となっているが、A社における請求期間の標準報酬月額の記録は、給与明細書の支給総額とは異なり、著しく低い額となっている。このままの年金記録では、将来受け取れる年金額に不安を感じるため、請求期間の標準報酬月額について、年金記録に反映するよう正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。したがって、記録の見直し及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求者から提出された平成4年9月分から平成6年3月分までの期間及び同年5月分から平成7年3月分までの期間の給料支払明細書により確認又は推認できる請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、請求者の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該給料支払明細書により確認又は推認できる請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による見直しの対象に当たらない。

このほか、請求期間において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。